

# 会津美里町庁舎及び複合文化施設 建設基本計画・設計

---

会津美里町



# 目次

1	はじめに .....	1
1.1	基本計画・設計の位置づけ .....	1
1.2	これまでの経過 .....	1
1.3	基本構想の概要 .....	4
1.3.1	基本方針（6つの基本コンセプト） .....	4
1.3.2	施設計画 .....	5
2	建設位置 .....	6
2.1	建設位置選定の経過 .....	6
2.2	建設位置の妥当性の検証 .....	8
2.2.1	交通の事情について .....	8
2.2.2	他の公共施設との関連について .....	8
3	基本理念と整備方針 .....	9
3.1	基本理念 .....	9
3.2	基本方針 .....	9
3.2.1	災害に強く、防災機能を有する安全・安心な施設 .....	9
3.2.2	町民の学習活動や地域文化創造の交流拠点となる施設 .....	9
3.2.3	多くの町民が日常的に集い、親しみやすく、利用しやすい施設 .....	10
3.2.4	エコロジカルでエコノミカルな施設（自然や環境と調和した経済的な施設） ..	10
3.2.5	会津美里町の文化・気候風土を踏まえ、町民が豊かさを実感できる施設 ...	11
3.2.6	合築によるメリットを活かし、効率的でフレキシブルな施設 .....	11
3.3	基本的事項 .....	12
3.3.1	新施設の開設時期と形態 .....	12

3.3.2	既存施設の利活用方針.....	12
3.3.3	組織機構改革.....	12
3.3.4	建物の構造についての考え方.....	13
3.4	土地利用計画.....	14
3.4.1	周辺土地利用計画.....	14
3.4.2	駐車場台数の算定.....	15
3.4.3	敷地面積の算定.....	17
3.4.4	建設地の状況.....	18
3.5	機能別整備方針.....	19
3.5.1	窓口機能.....	19
3.5.2	執務機能.....	20
3.5.3	防災機能.....	22
3.5.4	議会機能.....	23
3.5.5	公民館機能.....	23
3.5.6	図書館機能.....	27
3.5.7	ホール機能.....	28
4	施設計画.....	29
4.1	配置計画.....	29
4.2	平面計画.....	30
4.2.1	庁舎機能.....	30
4.2.2	公民館機能.....	31
4.2.3	図書館機能.....	32
4.2.4	ホール機能.....	33
4.3	室・面積構成表.....	34

4.4	概算事業費 .....	36
4.5	財源の概要 .....	36
4.6	事業スケジュール.....	37

# 1 はじめに

---

## 1.1 基本計画・設計の位置づけ

本基本計画・設計は、基本構想をベースとして基本方針や施設計画等を具現化するとともに、必要な施設の機能と規模など設計に反映させる諸条件を具体的に示すものである。

## 1.2 これまでの経過

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、本町の公共施設に著しい被害は発生しなかったものの、防災機能を担うべき役場庁舎のあり方や公共施設の耐震性が全国的に議論となった。本町においては、平成 20 年 3 月に策定した「会津美里町耐震改修促進計画」に基づき教育施設を中心に耐震補強を進めてきたが、多くの住民が集まる公共施設であるにも関わらず耐震性の低い役場高田庁舎や会津美里町公民館（以下「美里公民館」という。）のあり方は、早急に解決すべき課題となっていた。

また、本町では、平成 17 年 10 月 1 日の町村合併以来、合併協議会での協定事項に基づき、新たな庁舎は建設せず、現状の高田・本郷・新鶴各庁舎を活用し、本庁機能を各庁舎に分散する『分庁舎方式』により行政サービスを行ってきた。この方式は、住民サービスの向上と合併による経費削減効果を最大限に活かすために取り入れられた手法であったが、どこの庁舎に行ってもよいか分からないといった意見や各課の連絡調整が非効率であるなど課題が多かった。

一方、文化ホールや図書館、交流スペースなど複合的な機能を備えた生涯学習・文化・交流拠点施設（以下「複合文化施設」という。）の整備については、「会津美里町まちづくり計画（建設計画）」に掲げられていた事業であるが、小中学校の統合や耐震補強などを優先的に整備してきたことから、これまで実施を見送ってきた経過にあった。

このようなことから、役場庁舎及び複合文化施設については、他の公共施設に優先して、早急に検討すべき課題として位置づけた。なお、庁舎の整備については、合併時の協定事項から内容が大きく変わるものであり、「会津美里町まちづくり計画」の変更も要することから、多くの町民の意見を聴きながら、慎重に検討を進めることとした。

平成 24 年度には、庁内の検討組織として「高田庁舎のあり方検討会」「公民館のあり方検討会」を設置し、それぞれの課題や施設整備におけるメリット・デメリット等を整理するとともに、年度途中からは「公共施設整備検討会」として開催し、「公共施設整備庁内検討報告」を取りまとめた。

平成 25 年度には、「公共施設整備庁内検討報告」を基に、町内 10 箇所、16 会場で町民懇談会を開催し、合計 224 名の町民に参加していただき、さまざまな意見を伺った。また、建築の専門家 4 名で「公共施設検討有識者会議」を組織し、それぞれ専門の見地から議論し、「公共施設検討報告書（「美里の子」のための公共施設整備に向けて）」を提出していただいた。

これらの経過を受けて、役場高田庁舎と美里公民館について何らかの措置が必要であることは概ね町民に理解されたと認識し、「公共施設整備方針」として、以下のとおり今後の方向性を整理した。

- ① 複合文化施設については、町村合併時に策定した「会津美里町まちづくり計画」に掲げられた事業であり、耐震性に問題のある美里公民館の機能を担う施設として建設する。
- ② 役場庁舎については、施設の維持管理経費や事務の効率性等を考慮し、本庁機能を一箇所に集約する総合庁舎への移行を推進する。
- ③ 複合文化施設と役場庁舎については、可能な限り機能共有を図ることが効率的であることから、十分な敷地面積を有する高田地域新布才地地区に一体的な施設として整備する。
- ④ 複合文化施設に求められる機能と施設規模については、そのコンセプトを明確にし、公民館の現状調査等を行い、利用頻度が高く、効率的なものとなるよう町民を交えた十分な議論を行い、身の丈にあった施設とする。

「公共施設整備方針」を受けて、平成 26 年 3 月議会において「会津美里町まちづくり計画」について、他施設との機能共有を考慮したうえで防災機能を有した新たな庁舎を建設し、総合庁舎への移行を推進することをはじめ、主要な施策として「庁舎の整備・改修」の追加や計画期間を合併後おおむね 20 年とする等の変更を提案し、議決を得た。

平成26年5月には、庁舎及び複合文化施設の建設に向けたこれまでの検討経過と町としての基本的な考え方を基本構想として整理した。また、今後の検討を進めるにあたり町の考え方を十分に理解し、魅力ある新しい施設を具現化できる設計者を選定するため、プロポーザル方式による設計者選定の提案資料としても活用した。

日時	内容
平成23年3月11日	東日本大震災発生
平成23年11月・12月	役場高田庁舎耐震診断結果報告 「想定される地震動に対して所要の耐震性に問題あり」 「本建物は補強をする事が現実的ではなく、改築が最も効果的な方法であると思われる」
平成24年5月～8月	庁内に「高田庁舎のあり方検討会」「公民館のあり方検討会」を設置し、それぞれの課題や施設整備におけるメリット・デメリット等を整理（計7回開催）
平成24年12月～ 平成25年3月	「公共施設整備検討会」による庁内検討（5回開催）
平成25年3月28日	公共施設整備検討会から「公共施設整備庁内検討報告」提出
平成25年4月～8月	建築の専門家4名により「公共施設検討有識者会議」を組織し、それぞれ専門的見地から議論（5回開催）
平成25年5月～6月	「公共施設整備庁内検討報告」を基に、町内16会場で町民懇談会を開催（合計224名参加）
平成25年8月25日	公共施設検討有識者会議から「『美里の子』のための公共施設整備に向けて～公共施設検討報告書」提出
平成25年9月	「公共施設整備方針」決定 ～今後の方向性（抜粋）～ ①複合文化施設については、町村合併時に策定した「会津美里町まちづくり計画」に掲げられた事業であり、耐震的に問題のある美里公民館の機能を担う施設として建設する。 ②役場庁舎については、施設の維持管理経費や事務の効率性等を考慮し、総合庁舎への移行を推進する。 ③複合文化施設と役場庁舎については、可能な限り機能共有を図ることが効率的であることから、十分な敷地面積を有する高田地域新布才地地区に一体的な施設として整備する。 ④複合文化施設に求められる機能と施設規模については、そのコンセプトを明確にし、公民館の現状調査等を行い、利用頻度が高く、効率的なものとなるよう町民を交えた十分な議論を行い、身の丈にあった施設とする。
平成26年2月	高田・本郷・新鶴地域審議会から「会津美里町まちづくり計画の変更について」答申
平成26年3月	「会津美里町まちづくり計画」変更の議決
平成26年5月	「庁舎及び複合文化施設建設基本構想」策定



### 1.3 基本構想の概要

基本構想では、施設建設に向けた基本方針、施設計画として庁舎の機能と規模、複合文化施設の機能と規模、概算事業費等について整理した。以下、その概要を示す。

#### 1.3.1 基本方針（6つの基本コンセプト）

基本コンセプト	概要
災害に強く、防災機能を有する安全・安心な施設	町民の安全・安心な暮らしを支える拠点として、また、建物自体に十分な耐震性能を備え、万が一の災害時には一定程度の機能が確保され、災害対策本部などの指揮命令機能が十分に発揮できる施設とする。
町民の学習活動や地域文化創造の交流拠点となる施設	世代を問わず町民の学びの場を提供するとともに、芸術文化を創造する拠点として、普段から町民が気軽に集まり、誰もが交流できる施設とする。
多くの町民が日常的に集い、親しみやすく、利用しやすい施設	多目的に利用できる開放的な町民交流スペースや会議室等を設置し、まちづくりの主体となる町民が利用しやすく、親しみやすい施設とする。
エコロジカルでエコノミカルな施設（自然や環境と調和した経済的な施設）	再生可能エネルギーを積極的に活用し、省エネルギーや省資源対策など自然環境に配慮するとともに、将来的な維持管理経費を削減できる経済的合理性に優れた施設とする。
会津美里町の文化・気候風土を踏まえ、町民が豊かさを実感できる施設	木材を積極的に活用し、地元の気候風土に調和し、町のシンボルとし多くの町民が共感できる施設とする。
合築によるメリットを活かし、効率的でフレキシブルな施設	庁舎機能と複合文化施設機能の合築による効率化と町民の利便性向上を図り、少子高齢化や過疎化の進行による人口減少時代に即し、組織機構改革や新たな行政需要・情報化など、社会変化に柔軟に対応できる施設とする。

### 1.3.2 施設計画

項目	概要
庁舎の機能と規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 庁舎の想定規模：約 3,500 m<sup>2</sup><sup>①</sup></li> <li>➤ 想定職員数：182 名（平成 26 年 4 月 1 日現在）</li> <li>➤ 議会機能（議員間の活発な議論が行えるよう議場等の機能充実と町民に開かれた議会）</li> <li>➤ その他機能（会議研修室、倉庫や書庫の保管機能等）</li> </ul>
複合文化施設の機能と規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 複合文化施設の想定規模：約 3,000 m<sup>2</sup><sup>②</sup></li> <li>➤ ホール機能（多機能型、可動式収納型）</li> <li>➤ 図書館機能（閲覧・読み聞かせスペース、既存図書室とのネットワーク化）</li> <li>➤ 町民交流機能（町民の憩いの場として、気軽に利用できる町民交流スペース）</li> <li>➤ 公民館機能（会議研修室、調理実習室、事務室等）</li> </ul>
概算事業費	約 30 億円

①庁舎の想定規模は、（旧）総務省地方債事業費算定基準によれば 4,372.8 m<sup>2</sup>、国土交通省新営一般庁舎算定基準によれば 4,771.8 m<sup>2</sup>となるが、会議室等について複合文化施設との機能共有により削減可能と判断し約 3,500 m<sup>2</sup>とした。

②複合文化施設の想定規模は、美里公民館（図書室含む）の施設規模と庁舎機能の会議室分を見込み 約 3,000 m<sup>2</sup>とした。

## 2 建設位置

### 2.1 建設位置選定の経過

新施設を建設する位置については、庁内に設置した「公共施設整備検討会」による課題整理の中で候補地を選定し、それぞれ比較検証を行った。まず、総合庁舎への移行を見据え、旧町村（地域）間の距離のバランス、人口重心<sup>③</sup>、現庁舎の利用状況と利便性、防災機能等の観点から、高田地域への整備が適当であるとした。そのうえで、町の財政状況を踏まえ、町が所有している公共用地の有効活用を図ることを前提として、①現在地（高田庁舎及び美里公民館）、②新布才地地区、③二本柳運動公園の3箇所を候補地として、それぞれメリット・デメリットの検証を行った。



①現在地（高田庁舎及び美里公民館）については、商店街に近く便利である反面、敷地が狭く合築とする建物や駐車場など十分な面積が確保できないこと、敷地を確保するためには新たな買収費用等が発生することなどが課題としてあげられた。

<sup>③</sup> 総務省統計局ホームページ（平成 22 年度国勢調査結果に基づく基本単位区別の人口から算出）

会津美里町の人口重心 東経：139 度 50 分 49.43 秒、北緯：37 度 27 分 35.77 秒

②新布才地地区については、合築とする建物や駐車場などの敷地面積が十分に確保でき、防災上の避難場所としての活用も可能であること、他地域からのアクセスがしやすく、場所も分かりやすい反面、商店街から離れることが課題としてあげられた。

③二本柳運動公園については、警察署や消防署に近く交通の便がいい反面、都市公園（近隣公園）に指定されており、都市計画区域内に新たな公園の整備が必要となり、整備期間、費用、代替地の確保などが課題としてあげられた。

これらの比較検証を受け、建設予定地としては、新たな用地買収の必要がなく、土地利用や駐車場など庁舎と複合文化施設の機能共有が可能となる②新布才地地区が最も適当であると判断した。

建設予定地を新布才地地区とした「公共施設整備庁内検討報告」を基に、町民の意見を聴く場として町民懇談会を開催するとともに、建築の専門家による公共施設検討有識者会議においても専門的見地から議論をしていただいた。

町民懇談会では、②新布才地地区に建設すべきとの意見が多数あった反面、小学校から離れてしまい子どもたちの図書館等の利用が難しくなるのではないかと、本郷・新鶴地域住民の利便性についても十分配慮すべきといった意見が出された。

公共施設検討有識者会議からの「公共施設検討報告書」では、現状の分庁舎方式が一部で非効率であるとし、「美里の子」のために一体感を醸成することが必要であると総括された。そのうえで、広さが十分に確保できる新布才地地区に、新たな庁舎と複合文化施設を建設し、総合庁舎を見据え、段階的に機能を移転する提案がなされた。

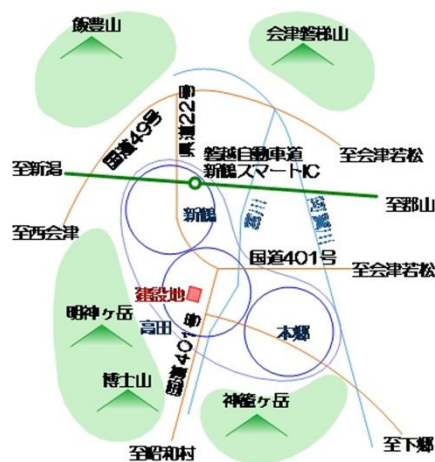
これまでの経過を踏まえ総合的に判断した結果、庁舎及び複合文化施設を建設する位置については高田地域新布才地地区とし、「公共施設整備方針」に明記した。

## 2.2 建設位置の妥当性の検証

新施設については、総合庁舎を見据えた庁舎機能を有することから、位置の選定にあたっては、地方自治法第4条第2項を踏まえ、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。以下、新施設の建設位置とした高田地域新布才地地区について、位置の妥当性について検証する。

### 2.2.1 交通の事情について

平成26年度町民意識調査の結果から、日々の生活における主な移動手段として約80%の町民が自動車・バイクと回答しており、来庁者の多くは自動車を利用することが想定される。新布才地地区は、既存の本郷庁舎・新鶴庁舎からほぼ同程度の距離に位置し、どの地域からもアクセスしやすく、乗り入れしやすい位置といえる。一方、70歳以上の町民の約30%が日々の主な移動手段として徒歩、自転車と回答しており、更なるアクセスの向上と安全性の確保が必要となる。現在でも多くの高齢者や子どもたちが公民館を利用しており、新施設における複合文化施設機能の利用者としても重要であることから、アクセス道路とともに歩道等の安全施設の整備、美里あいあいタクシーの有効活用、公共交通機関として路線バスの経路変更等について検討が必要である。



### 2.2.2 他の公共施設との関連について

住民の利便性を考慮すれば関連する公共施設を同一場所に集約して設けることが適当であり、新布才地地区は庁舎と複合文化施設機能を併せ持つ施設の建設に必要な面積を有している。また、既存の高田庁舎と比較して、警察署、消防署からの距離は遠くなるが、災害対策活動の拠点としても十分な敷地面積を有する新布才地地区の位置は妥当といえる。なお、距離的な課題については、今後、ICT（情報通信技術）活用により、更なる連携強化を図る。

## 3 基本理念と整備方針

---

### 3.1 基本理念

新たな庁舎及び複合文化施設の建設にあたり、基本理念を以下のとおり設定する。

#### 「美里のひろば、私のひろば」

いつでもみんなが集え、町民が主役となって利用し、運営に参加できる  
まちづくりの新たな拠点

### 3.2 基本方針

#### 3.2.1 災害に強く、防災機能を有する安全・安心な施設

震度 6 強の地震でも大きな損傷を受けず、行政機能を維持できる強固な施設とする。躯体構造の耐震性能の確保とともに、天井や照明器具など非構造材の落下防止対策を行う。

万が一の災害時の防災機能を確保するために、災害対策本部機能とともに、国・県や町内関係機関との連携をとれるよう防災情報システムや情報通信設備を設置する。また、非常用発電機や太陽光発電、地中熱の利用等、施設単独で利用できるバックアップエネルギーを確保する。

避難場所としても活用できる施設とし、一時避難場所は会議研修室をあて、避難所生活のヒューマンスケール<sup>④</sup>化を図るとともにホールも利用できる形態とする。また、支援物資の受け入れと仕分けスペースを確保する。

#### 3.2.2 町民の学習活動や地域文化創造の交流拠点となる施設

町民の文化芸術活動の発表の場となるホールは、可動式の座席を設け、自らの活動の発表や各種講演会、音楽、映画の鑑賞に対応すると同時に、平土間空間として利用できる多機能型ホールとする。

---

<sup>④</sup> 人間の感性や動きに適合した適切な空間の規模や大きさのこと。身体尺度。

世代を超えた町民の学びの場として会議研修スペースや各種町民活動スペース、町外にも情報発信できる展示スペース、誰もが自由に利用できるフリースペースを設ける。用途を固定せず多目的に利用できる部屋を多く設置するとともに、各種活動に支障が生じないような防音対策を講じた専用室を設ける。

また、図書館機能を設け、地域の歴史や文化の情報発信機能も担うこととする。一般的な書籍に加えて地域の歴史文化に特化した各種資料の収集を考慮する。また、学習コーナーや子ども図書コーナー、読み聞かせコーナーの設置など様々な世代が多目的に利用しやすい空間とする。

### 3.2.3 多くの町民が日常的に集い、親しみやすく、利用しやすい施設

新施設には、ホール、町民活動ゾーン、行政ゾーンを設定し、それぞれ単独利用が可能とすることで、閉庁後や休日の利用など、セキュリティ面や省エネルギー効果を見込む。

また、年齢や障がいの有無などに関わらずすべての利用者が使いやすく、分かりやすい「ユニバーサルデザイン<sup>⑤</sup>」を採用するとともに、来庁者が迷うことのない平面計画とする。

行政執務スペースは、町民目線での効率的で親しみやすい窓口対応を目指すとともに、個別的、専門的な業務対応は相談スペースを設置し、来庁者のプライバシーに配慮する。

### 3.2.4 エコロジカルでエコノミカルな施設（自然や環境と調和した経済的な施設）

夏季はルーバーによる遮光および煙突効果による排熱を、冬季は太陽日射による暖気を各階に導き採熱を図り、そよ風の流れる快適な室内環境を実現する。通風による換気、採光など自然エネルギーを取込みできる室内環境をつくとともに、効果的な照明エネルギーを採用し、環境配慮型の建築とする。

太陽光をはじめとする再生可能エネルギーを積極的に活用し、CO<sub>2</sub>排出の削減を図る。空調はゾーン分けし、室単位での個別制御を可能とする。

また、外部開口部、通気工法による屋根の断熱などにより、建物の高断熱化を図る。躯体強度の保持や設備機器の更新に対応した維持管理コストのかからない持続可能な建築とする。

---

<sup>⑤</sup> 老若男女・文化・言語・国籍・障がいの有無を問わず利用することができる設計。

### 3.2.5 会津美里町の文化・気候風土を踏まえ、町民が豊かさを実感できる施設

再生エネルギーの源としての森林資源の積極的な利活用は、林業の再生や地域への経済効果の循環にもつながることから、周囲に広がる豊かな森林資源の積極的な活用を図る。内装材には地域の「木」を積極的に使用し、木のぬくもり、肌触り、保温、湿度の調整など木の特性を内装のデザインに活かす。また、小屋組み等の木造化について検討する。町の地場産業である会津本郷焼を活用し、暖かみのある落ち着いた空間をつくる。

外観は、雄大な周辺の山並みに映え、季節を通して安心感を与え、人々に親しみを与えるものとする。時と共に風土に馴染み、風格を増していく外壁や愛着の増していく木材を内装に用い、年数を重ねるほどに存在感を高めていく建物とする。

### 3.2.6 合築によるメリットを活かし、効率的でフレキシブルな施設

庁舎機能と複合文化施設機能の合築のメリットを活かし、会議室などを共有することで、施設規模のコンパクト化を図る。施設規模のコンパクト化により、イニシャルコスト<sup>⑥</sup>及びランニングコスト<sup>⑦</sup>の縮減を図るとともに、施設の利用密度を上げ、新たな賑わい空間を創出する。

行政執務スペースには、打ち合わせなど多様な使い方ができるミーティングコーナーを設け、事務効率を高めるとともに、情報通信技術の進展に対応できるようにする。二重床のフリーアクセスフロア<sup>⑧</sup>の採用や社会変化に柔軟に対応できるデスク配置等についても検討し、施設の機能変更等に対応できる将来的なフレキシビリティ<sup>⑨</sup>を確保する。

---

⑥ 建物を建築するため、または設備を設置するために必要な諸費用の総計。建物竣工後の維持管理費用や、設備設置後の運転・修理費用などは含まれない初期導入資金。

⑦ 建物への入居から建物の解体もしくは建替までの期間、あるいは、設備の使用開始後から廃棄までの期間に、建物あるいは設備の日常維持管理にかかる費用。

⑧ 床下にケーブル配線用の隙間を設けた床。

⑨ 柔軟性のある、融通の利くさま。



## 3.3 基本的事項

### 3.3.1 新施設の開設時期と形態

新施設の開設時期は平成 30 年度を目標とし、会津美里町役場（本庁舎<sup>⑩</sup>）と会津美里町公民館として位置づける。

### 3.3.2 既存施設の利活用方針

現在の本郷庁舎及び新鶴庁舎については、地域住民の利便性を考慮した住民サービスの提供を基本に利活用を図るとともに、地域の老朽施設等の機能集約化、民間や各種団体等に対する貸与も併せて検討を進める。

現在の高田庁舎及び美里公民館等については、耐震性や老朽化等の状況を踏まえ、市街地活性化の観点からの跡地利用等を含め、今後検討を進める。

### 3.3.3 組織機構改革

新施設への移行にあたり、効率的な行政運営と多様化する町民ニーズや総合計画に対応した組織機構を目指し、「1. 町民サービスの向上が図られる組織機構」「2. 簡素で効率的な組織機構」「3. 行政課題に柔軟に対応できる組織機構」を主な柱とした組織機構改革を行うこととし、その内容を踏まえた施設機能とする。

#### 1. 町民サービスの向上が図られる組織機構

##### (1) 窓口業務の充実

- 町民サービスの向上を図るため、町民主体の窓口・サービス体制を構築する。

##### (2) 誰もがわかりやすく、町民が利用しやすい組織機構

- どの部署で何のサービスができるのか町民にとって分かりやすい組織を構築する。
- 本郷・新鶴庁舎における窓口機能の業務内容及びあり方を検討し、町民が利用しやすい組織を構築する。
- 総合的な視点で防災及び災害時に対応できる危機管理部門を強化する。

---

<sup>⑩</sup> 既存施設の効率的、効果的な利活用を踏まえ、将来の組織機構や職員数等を考慮した主たる事務所とする。

## 2. 簡素で効率的な組織機構

### (1) 組織数・組織規模の見直し

- 現在 14 の組織数を再編により削減する。

### (2) 事務の効率化及び民間委託の推進

- 行政評価に基づき、事務事業全般を見直すとともに、事務事業の整理・総合・廃止を行い事務の効率化を進める。
- 指定管理や業務委託を推進しながら、町民サービスの維持・向上を図る

## 3. 行政課題に柔軟に対応できる組織機構

- 行政課題や町民の要望に対応するため、限られた人材を柔軟かつ効率的に活用できる組織機構を構築する。
- 行政課題や集中的に繁忙となる事務等が生じた際に、迅速に対応できる組織機構を構築する。

### 3.3.4 建物の構造についての考え方

町民の安全・安心な暮らしを支える拠点として建物自体に十分な耐震性能を備え、万が一の災害時には一定程度の機能が確保され、災害対策本部などの指揮命令機能が十分に発揮できる施設とするため、重要度係数 1.25<sup>⑩</sup>を確保する。建物本体は長寿命化に配慮した鉄筋コンクリート造を基本とし、基礎は地盤状況に見合った適切な形式を採用する。庁舎と複合文化施設の機能共有によるメリットを最大限活かしながら構造的負荷を小さくするため、階数は 2 階建て、屋根形状は落雪型とし、雪対策を十分に考慮したシンプルでコンパクトな建物とする。また、内装材として積極的に「木」を使用するとともに、小屋組み等の木造化についても、建設コストや建築基準法、消防法等の法規制を踏まえ検討する。

---

<sup>⑩</sup> 建物の設計時に、一般の建物より地震力を割り増す係数のこと。1.25 は震災時に機能を保持する必要がある建築物等の係数。

## 3.4 土地利用計画

### 3.4.1 周辺土地利用計画

新施設の庁舎機能は、本庁舎とすることから、本郷地域、新鶴地域からのアクセスについても十分に考慮し、建設計画地に対して南東方向からのアプローチを検討するなど、町の中心施設として、町民が集りやすい周辺整備を行う。

また、建設地周辺の優良農地及び良好な営農環境については、今後も農業振興地域の農用地指定により保全されるものであり、無秩序な開発につながらないよう留意する必要がある。

したがって、現段階における建設地周辺土地利用については、当面必要な道路整備関係に限定することとし、今後、建設地の開発状況に合わせて計画的に整備を行っていくものとする。

#### 【今後想定される道路整備】

##### ① 町道 12005 号線

認定こども園ひかり西側境界付近から舗装済の法定外道路までの道路整備を行う。

(L=260m、W=9.25m)

##### ② 町道 12009 号線

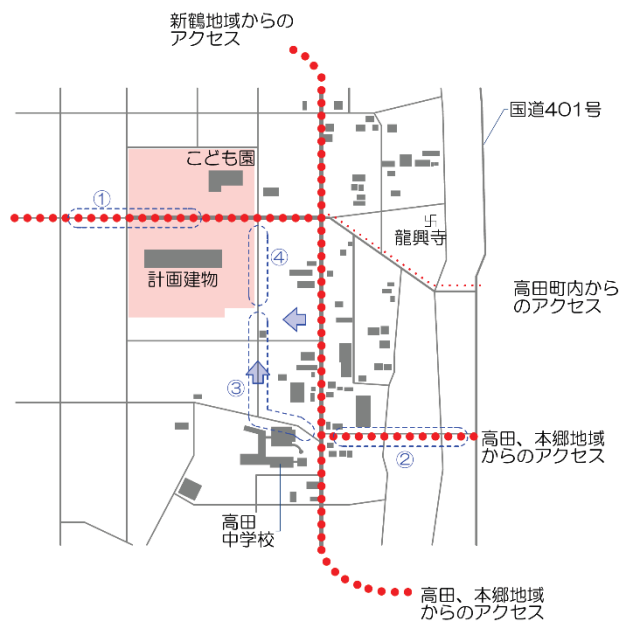
本郷地域方面からのアクセス道路として町道 12009 号線 (L=300m) を片側歩道 (W=9.25m) として整備検討する。

##### ③ 町道 13058 号線

将来的には、町道 11002 号線 (通称 1 号線) から高田中学校北側の町道 13058 号線を経由し、建設計画地の南東境界付近に至る路線についても整備し、更なるアクセスの向上を図る。(L=580m、W=9.25m)

##### ④ 敷地内通路

敷地の土地利用計画に基づき、南東敷地内通路を整備し施設へのアクセス向上を図る。



### 3.4.2 駐車場台数の算定

#### (1) 来庁者用駐車場

来庁者駐車場の適正台数の算定に当たっては、「市・区・町・役所の窓口事務施設の調査」（関龍夫：著）及び「最大滞留量の近似的計算法（岡田光正：著）を用いて算定する。

下記の算定式により、1日の来庁台数を求める。人口に対する来庁者の割合は、一般的に所轄人口の0.9%前後が窓口部門、窓口以外が0.6%前後とされ、その合計1.5%が来庁者と想定されている。

《来庁台数（台／日）＝町人口×人口に対する来庁者の割合×乗用車使用割合》

会津美里町人口 21,495 人（H28.1.1 住基人口）

乗用車使用割合は 90%と想定

- 窓口来庁台数＝21,495 人×0.9%×90%≒174.11 台／日
- 窓口以外来庁台数＝21,495 人×0.6%×90%≒116.07 台／日

また、「最大滞留量の近似的計算法」によると「必要駐車台数は、利用総数と平均滞留時間から最大滞留の算定を行う。」とされている。

これにより、次の算定式により必要駐車台数を求める。

《必要駐車台数

＝最大滞留量（台／時間）

＝1日あたり来庁台数（台／日）×集中度（ $\alpha$ ）×平均滞留時間（分）／60」》

集中度：30%（一般事務所タイプ）

窓口部門の平均滞留時間：30分と想定

窓口以外の平均滞留時間：60分と想定

- 窓口必要駐車台数　＝174.11×30%×30分／60≒26.12 台
- 窓口以外必要駐車台数＝116.07×30%×60分／60≒34.82 台
- 一般来庁者用駐車場の必要台数＝26.12+34.82＝60.94≒60 台とする。

(2) 来館者用駐車場（ホール利用者用駐車場）

ホール・劇場における座席数 2,500 席以下のホールの座席数とその駐車台数の統計グラフからの相関式を用いて算定する。

$$\langle \text{駐車台数} = 12.54 \times \text{座席数}^{0.3599} \rangle$$

座席数を 350 席と想定

- $12.54 \times 350^{0.3599} = 103.25 \div \boxed{104 \text{ 台}}$

ただし、地域の主な交通手段は自家用車であることを考慮し、できるだけ多くの駐車台数を確保することとする。

(3) 車いす使用者用駐車場

ハートビル法施行規則第 16 条における車いす使用者用駐車台数の基準では、200 台以下の場合にあっては当該駐車台数の 1/50 を最低限度確保するものとされている。

これにより次の算定式により車いす使用者用設置台数を求める。

- $(\text{庁舎利用者 } 60 \text{ 台} + \text{ホール利用者 } 104 \text{ 台}) \times 1/50 = 3.28 \div \boxed{4 \text{ 台}}$

(4) 職員・議員用駐車場

① 職員用駐車場

- 町職員と公民館運営職員を想定し  $\boxed{182 \text{ 台}}$  とする。

② 議員用駐車場

- 議員定数分を計上し  $\boxed{18 \text{ 台}}$  とする。

(5) 公用車駐車場

- 現状の台数  $\boxed{63 \text{ 台}}$  とする。

### 3.4.3 敷地面積の算定

#### (1) 建物部分

延べ床面積約 6,500 m<sup>2</sup>の 2 階建てを想定し、建築面積を 3,500 m<sup>2</sup>とする。

$$\text{建築面積 } 3,500 \text{ m}^2 / \text{建ぺい率 } 60\% = 5,833 \text{ m}^2 \approx 6,000 \text{ m}^2$$

#### (2) 駐車場面積（車路を含む）

駐車マス 普通車 5m×2.85m、車いす使用者用 6m×3.5m

通行や駐車のために必要な車路の面積も踏まえた 1 台あたりに必要な面積を総務省地方債事業費算定基準から 25 m<sup>2</sup>/台として算定。

##### ① 来庁者用駐車場

$$60 \text{ 台} \times 25 \text{ m}^2/\text{台} = 1,500 \text{ m}^2$$

##### ② 来館者用駐車場

$$104 \text{ 台} \times 25 \text{ m}^2/\text{台} = 2,600 \text{ m}^2$$

##### ③ 車いす使用者用駐車場

$$4 \text{ 台} \times 25 \text{ m}^2/\text{台} = 100 \text{ m}^2$$

##### ④ 職員・議員用駐車場

$$200 \text{ 台} \times 25 \text{ m}^2/\text{台} = 5,000 \text{ m}^2$$

##### ⑤ 公用車用駐車場

$$63 \text{ 台} \times 25 \text{ m}^2/\text{台} = 1,575 \text{ m}^2$$

駐車場（車路を含む）面積合計 ①+②+③+④+⑤=10,775 m<sup>2</sup>≈11,000 m<sup>2</sup>

#### (3) イベント広場面積

文化施設と一体的な活用ができる屋外空間として、また、災害時の一時避難場所としても活用できるイベント広場を整備する。基本的規模は、駐車場スペースと併せて屋内施設との複合的利用に配慮し 10,000 m<sup>2</sup>程度とする。

#### (4) 敷地面積

$$(1) + (2) + (3) = 6,000 + 11,000 + 10,000 = \boxed{27,000 \text{ m}^2}$$

敷地最低必要面積は 27,000 m<sup>2</sup>となることから、本施設の敷地として新布才地 1 番地を選定し、周辺環境を踏まえ、必要な規模を確保する。

#### 3.4.4 建設地の状況

- 建設地：会津美里町字新布才地 1 番地（面積：48,854 m<sup>2</sup>）
- 都市計画区域：都市計画区域内（非線引き）
- 用途地域：指定なし
- 建ぺい率：60%
- 容積率：200%
- 防火・準防火指定：指定なし（建築基準法第 22 条区域内）
- 日影制限：なし
- 前面道路：町道 12005 号線
- 他の主な官公署等との距離<sup>⑫</sup>
  - 会津高田駅：約 1.3km
  - 会津美里消防署：約 1.5km
  - 会津若松警察署会津美里分署：約 1.5km
  - 高田厚生病院：約 1.0km
  - 高田郵便局：約 1.5km
  - 現高田庁舎：約 1.3km
  - 現本郷庁舎：約 6.0km
  - 現新鶴庁舎：約 6.2km

---

<sup>⑫</sup> 距離は路程距離とする。

### 3.5 機能別整備方針

新施設は、庁舎機能と複合文化施設機能を併せ持つ施設とし、合築によるメリットを活かし、新たな賑わい空間の創出と機能共有によるコンパクト化を推進するとともに、以下に掲げる機能の導入を図る。

- 庁舎機能と複合文化施設機能の合築によるメリットを活かし、省力化、省スペース化による施設規模のコンパクト化を図るとともに、町民が自然に集い、安らげる、居心地のよい空間を創出する。
- ユニバーサルデザインの理念を取り入れ、高齢者や障がい者、子どもなどすべての人に配慮した分かりやすく、移動しやすく、利用しやすい施設とする。
- 各種設備機器の維持管理や更新に配慮して、各種設備機器スペースの集約化を図るとともに、給排水配管や空調配管等の各種配管配線経路を明確化した設備計画とする。
- 町民が自ら事業や運営に参加するとともに、町民同士のネットワークを育て、結びつけることができる施設とする。
- 障がい者への理解促進や授産製品の販路拡大、障がい者の社会参加の推進を図るため「福祉の店」のスペースを確保する。
- 情報通信技術（ICT）の高度化に対応し、庁内のサーバ等機器は、セキュリティ面も含め、効率的に配置する。

#### 3.5.1 窓口機能

- 「待たない」「迷わない」「スムーズに移動できる」ことを基本に、利用者の視点からレイアウト、サインを計画する。
- 町民の利用頻度が高い部署を可能な限り1階に配置し、明るく分かりやすい窓口空間をつくる。
- フロアマネージャーの配置や分かりやすい案内表示の設置等による案内機能の充実を図るとともに、来庁者が簡潔に各種手続きできる窓口サービスの導入について検討する。
- 車いすなどにも対応できるローカウンターを設置する。



- 相談者のプライバシーに配慮し、個別的、専門的な対応ができる相談スペースを各階に設置する。

### 3.5.2 執務機能

- 行政サービスを効率的、効果的に推進するため、職員の働きやすい執務環境を確保する。また、組織機構改革や社会変化に柔軟に対応するとともに、限られた執務スペースの有効活用を図るため、ユニバーサルレイアウト<sup>⑬</sup>を導入する。
- ファイリングシステムの導入により課内の文書共有を促進し、収納スペースの効率化を図る。新施設には前年度及び現年度文書の保管を原則とし、保存文書については、他施設既存書庫等の活用を検討する。
- 執務室・会議室は動線を考慮するとともに、関連部署同士の連携が容易となるような配置とする。
- 執務空間内に、課内の打ち合わせや作業など多様な使い方ができる打合せコーナーを設置し、事務の効率化を図る。打合せコーナーは、独立した空間で鍵がかかる仕様とし、可動式間仕切りを採用するなど多目的に利用できる形態とする。
- 行政情報や個人情報を適切に管理する。執務と受付のスペースを区分することや各種ゾーンを単独で利用できるようにするなど、休日や夜間における庁内のセキュリティを確保する。
- 行政事務を円滑に進めるため、休憩室や更衣室などの福利厚生施設を設置する。
- 照明や空調、換気設備は省エネルギーに配慮し、適切な区分の個別使用に対応したシステムを導入する。

---

<sup>⑬</sup> 組織変更があっても基本的にレイアウトを変更せず「人」「書類」の移動のみ対応可能とする執務空間。

## 【必要とする室数と面積】

会議室は、現 3 庁舎の利用状況を踏まえ、必要な室数と広さを確保する。

## 【利用状況】

庁舎	会議室名	面積 (㎡)	収容 (人)	利用時間 2012(h)	利用時間 2013(h)	継続利用日数 2012(日)	継続利用日数 2013(日)	平均利用率 (%)	
高田 庁舎	本庁舎 (2F)	第2会議室	39	15	156	154	60	47	31%
		第3会議室	48	24	419	468	110	89	67%
		第4会議室	39	18	91	55	106	74	41%
		第5会議室	39	18	167	181	95	21	34%
	北庁舎 (2F)	第6会議室	93	24	378	389	57	54	45%
		第7会議室	46	24	200	205	203	132	81%
		第8会議室	46	24	124	157	171	148	74%
	本庁舎 (1F)	第1相談室	7	4	77	126	32	49	23%
第2相談室		25	6	23	16	116	227	71%	
本郷 庁舎	2F	応接室	21	11	234	120	7	11	14%
		2F打合せ室	29	10	132	294	10	24	19%
	3F	301会議室	67	23	219	256	20	11	20%
		3F委員会室	41	15	156	126	0	24	13%
		3F打合せ室	24	10	12	30	39	120	34%
		302会議室	32	15	53	37	12	9	7%
新鶴 庁舎	1F	小会議室	20	12	73	45	226	95	69%
	2F	大会議室	97	30	193	241	83	122	55%
		庁議室	46	20	275	281	16	28	25%
		応接室	25	10	392	260	21	5	24%
	3F	第1会議室	44	16	112	110	0	10	9%
		第2会議室	37	14	114	76	12	22	13%
第3会議室(和室)		26	10	12	6	0	0	1%	

※ 年間平均平日数: 243. 8日(2009~2028年の20年間の平均年間平日数)

※ 年間利用可能時間: 1706. 6時間(1日7時間で計算。継続利用期間は1日7時間として換算。)

※ 利用時間及び継続利用日数はサイボウズ設備予約による実績値

現状で、50%を超える利用率がある会議室が 6 室あることから、大会議室（130 ㎡：利用可能人数 100 名）、中会議室（40 ㎡：利用可能人数 25 名）、庁議室（40 ㎡：利用可能人数 25 名）、常任委員会室 2 室（それぞれ 47 ㎡：利用可能人数 30 名）及び公民館との共用として共用研修室 2 室（それぞれ 35 ㎡：利用可能人数 20 名：一体利用可）を設置する。なお、大会議室は必要に応じて公民館機能としての利用もできることとする。また、各階に相談室を設置するとともに、職員の作業・打合せ等は執務空間内の打合せコーナーを活用する。

《 各室面積の試算表 》

室区分	室名(仮)	室面積 (㎡)	利用可能 人数(人)	備 考	
会議室	大会議室	130	100	2F	
	中会議室	40	25	2F	
	庁議室	40	25	2F	
	常任委員会室 1	47	30	2F	一体利用可
	常任委員会室 2	47	30	2F	
	共用研修室 1	35	20	2F	一体利用可 (公民館との共用)
	共用研修室 2	35	20	2F	

### 3.5.3 防災機能

- 大規模な地震等の災害時にも防災機能が維持できるよう、高い耐震性をもった施設とし、重要度係数 1.25 を確保する。
- 災害対策活動と町民一時避難の 2 つの拠点として機能する施設とする。
- 万が一の災害時においても災害対策本部が機能できるよう、通信機器や非常用電源装置、バックアップエネルギーなどの設備を整備する。
- 一時避難所として活用できる施設とし、災害対策本部と併せて一定期間維持していくための物資や資機材を備蓄する機能を設ける。

【平常時と災害時の諸室用途の整理】

施設名	平常時用途	災害時用途
大会議室	・庁内会議の場	・災害対策本部
会議研修室	・生涯学習活動の場 ・打ち合わせスペース	・一時避難所 ・災害ボランティア等のミーティング室
ホール	・町主催の行事や各種団体等の発表の場	・支援物資の受け入れ、仕分けスペース ・一時避難所のキャパシティを超える場合の避難所
ホワイエ	・ホール利用者の休憩スペース ・町民ギャラリー	
音楽室	・音楽室 ・ホール利用者発表時の控室	・災害ボランティア等の更衣室、仮眠室
調理室	・生涯学習活動(料理教室等)の場	・災害時の炊き出し

### 3.5.4 議会機能

- 議場や委員会室等の議会関連施設は、活発な議会活動が行えるよう、関連する機能や規模等を設定する。
- 議場は、議員定数や関係者席等を踏まえ、適切な広さを考慮する。
- 傍聴席は、見やすく、聞きやすく、出入りしやすいよう配慮する。
- 議会閉会時における議場等の多目的利用については、今後の検討課題とする。

### 3.5.5 公民館機能

- 町民や各種団体等の文化芸術活動の拠点として、町民が気軽に立ち寄り、日常的に利用しやすい施設とする。
- 音楽室は、比較的大きな音量を出しても他の部屋の活動に支障をきたさないよう、防音に特別な配慮を行う。
- 調理室や創作室は、多目的に利用できる形態とする。
- 郷土の歴史資料等の展示スペースを設置し、観光客等に対する情報発信の場としても活用する。
- 予約不要で気軽に利用できるフリースペースを設置する。フリースペースは飲食ができ、簡単な打ち合わせや勉強など自由に利用できる空間とする。

【フリースペース】（イメージ）



【生活室（調理実習室）】（イメージ）



## 【必要とする室数と面積】

研修室等は、音楽練習機能、創作活動機能、会議研修機能を備えた様々な活動の場とし、町内公民館の利用状況<sup>⑩</sup>を踏まえ、公民館機能として必要とする室数と面積を確保し、各室は多目的に利用できる形態とする。

## 【利用状況】

### ● 会議・研修的利用

◎高田地域全体(7館)

1日間の最大同時利用室数の状況				室区分	同時室利用時の「利用人数区分」(実利用件数)											
同時利用室数	最大同時利用日数	平均発生頻度(日)	同時利用延べ回数		計	～10	～20	～30	～40	～50	～60	～70	～80	～90	～100	101～
10室				10室												
9室				9室												
8室				8室												
7室				7室												
6室	5	70.2	5	6室	36	6	12	5	7	4	1					1
5室	6	58.5	6	5室	34	15	13	3		2	1					
4室	23	15.3	25	4室	97	40	40	8	4	3	2					
3室	60	5.9	72	3室	224	90	85	14	13	10	5	2	2			3
2室	105	3.3	136	2室	318	163	98	21	17	5	8	6				
1室	114	3.1	212	1室	301	160	99	23	10	5	1	1	1			1
計	313		456	計	1,010	474	347	74	51	29	18	9	3			5
	※年間利用日数:351日				100.0%	46.9%	34.4%	7.3%	5.0%	2.9%	1.8%	0.9%	0.3%			0.5%

### ● 調理・創作活動的利用

◎高田地域全体(7館)

1日間の最大同時利用室数の状況				室区分	同時室利用時の「利用人数区分」(実利用件数)											
同時利用室数	最大同時利用日数	平均発生頻度(日)	同時利用延べ回数		計	～10	～20	～30	～40	～50	～60	～70	～80	～90	～100	101～
10室				10室												
9室				9室												
8室				8室												
7室				7室												
6室				6室												
5室				5室												
4室				4室												
3室	3	117.0	3	3室	9	7	2									
2室	18	19.5	18	2室	36	29	6	1								
1室	112	3.1	112	1室	115	74	40	1								
計	133		133	計	160	110	48	2								
	※年間利用日数:351日				100.0%	68.8%	30.0%	1.2%								

<sup>⑩</sup> 新施設は、会津美里町の中央公民館機能を担う施設となるが、現在の本郷公民館及び新鶴公民館は地域の学習拠点として継続して利用していくことから、室数及び面積は、現在の高田地域7公民館の利用状況を基本に検討する。

● 音楽的利用

◎高田地域全体(7館)

1日間の最大同時利用室数の状況				室区分	同時室利用時の「利用人数区分」(実利用件数)											
同時利用室数	最大同時利用日数	平均発生頻度(日)	同時利用延べ回数		計	~10	~20	~30	~40	~50	~60	~70	~80	~90	~100	101~
10室				10室												
9室				9室												
8室				8室												
7室				7室												
6室				6室												
5室				5室												
4室	5	70.2	5	4室	20	10	10									
3室	35	10.0	35	3室	118	97	15	6								
2室	84	4.2	102	2室	232	184	31	16	1							
1室	148	2.4	206	1室	285	219	50	16								
計	272		348	計	655	510	106	38	1							
	※年間利用日数:351日				100.0%	77.9%	16.2%	5.8%	0.1%							

会議・研修室は、年間23日(15.3日に1回)は4室が重複し、10人までの利用が46.9%、20人までの利用が81.3%、50人までの利用が96.5%を占めることから、適宜少人数で利用できる可変性を持つ会議・研修室を4室以上設置する。

調理・創作室は、年間18日(19.5日に1回)は2室が重複し、20人までの利用が99.8%を占め、最大で30人までの利用であることから、調理室、創作室をそれぞれ1室ずつ設置する。なお、調理室、創作室は、会議・研修室などにも利用できる形態とする。

音楽室は、年間35日(10日に1回)は3室が重複し、30人までに利用が99.9%を占めることから2室設置し、必要に応じてホール(ステージ)を活用する。また、音楽室は、講演時の控室や会議・研修室などにも利用できる形態とする。

その他、予約なしで利用できるフリースペースや和室を設置し、利用者の利便性に考慮し、多目的に利用できる研修室機能とする。

《 各室面積の試算表 》

室区分	室名(仮)	室面積 (㎡)	利用可能 人数(人)	備考	
会議・研修室	共用研修室 1	35	20	2F	一体利用可 (役場との共用)
	共用研修室 2	35	20	2F	
	研修室 3	40	25	2F	
	研修室 4	62	40	2F	
	多目的スペース A	29	15	1F	一体利用可
	多目的スペース B	29	15	1F	
調理・創作室	調理室	66	40	1F	会議・研修室としての利用可
	創作室	41	25	1F	
音楽室	音楽室 1	38	25	1F・防音	会議・研修室、控室としての利用可
	音楽室 2	31	20	1F・防音	
その他 (フリースペース)	フリースペース	33	20	2F	会議・研修室としての利用可
	和室	41	25	1F	

### 3.5.6 図書館機能

- 本を核にして、子どもから高齢者まで気軽に集まることができる「美里のひろば」を創出する。
- 歴史と文化のまちにふさわしい図書館機能を目指し、蔵書数として3万冊を目指す。
- 各小中学校図書室等とネットワーク化を図り、相互利用が可能なシステムを構築する。
- 初めて利用する人も分かりやすく、入りやすい空間とする。
- 閲覧スペースは、ゆったりと静かな環境で情報収集ができるよう配慮する。また、新聞・雑誌の最新号やバックナンバーを設置し、くつろいだ雰囲気できれいに本を読むことができる空間とする。
- 勉強目的で来る学生や資格取得のためなどの勉強に取り組む社会人等を対象とした自主学习スペースをおく。
- 心豊かな子どもの成長を促すため、子ども図書コーナーを設置し、子どもが利用しやすい環境を整える。
- 子どもが友人や家族とおしゃべりをしながら読書を楽しめる場や絵本・紙芝居等の読み聞かせができる空間と閲覧・自主学习などに利用する空間が共存し、様々な読書の楽しみ方ができる施設とする。
- 町の文化財、考古資料等の必要な情報を検索できる機能を整備する。

【開架図書】（イメージ）



【子ども図書コーナー】（イメージ）





### 3.5.7 ホール機能

- 町民の文化芸術活動の発表や各種講演会、音楽、映画の鑑賞等に対応する多機能型ホールとする。
- 座席数は、成人式をはじめとする各種式典、講演会、音楽祭や町内の小中学校が学校単位で利用できる行事を考慮し、350席程度とする。
- 可動式座席収納時は平土間ホールとしてダンスや軽スポーツ、高齢者向け健康体操などの多様な用途に使えるものとする。
- 公民館機能の一つとして興行目的でなく、町民の日頃の練習の成果が良い環境の中で発表できるホールとする。
- 音響や舞台照明は、専門家でなくても使いこなせる容易さをもつ設備とする。
- 多様な利用形態を踏まえたステージ形式について検討する。

【ホール座席】（イメージ）



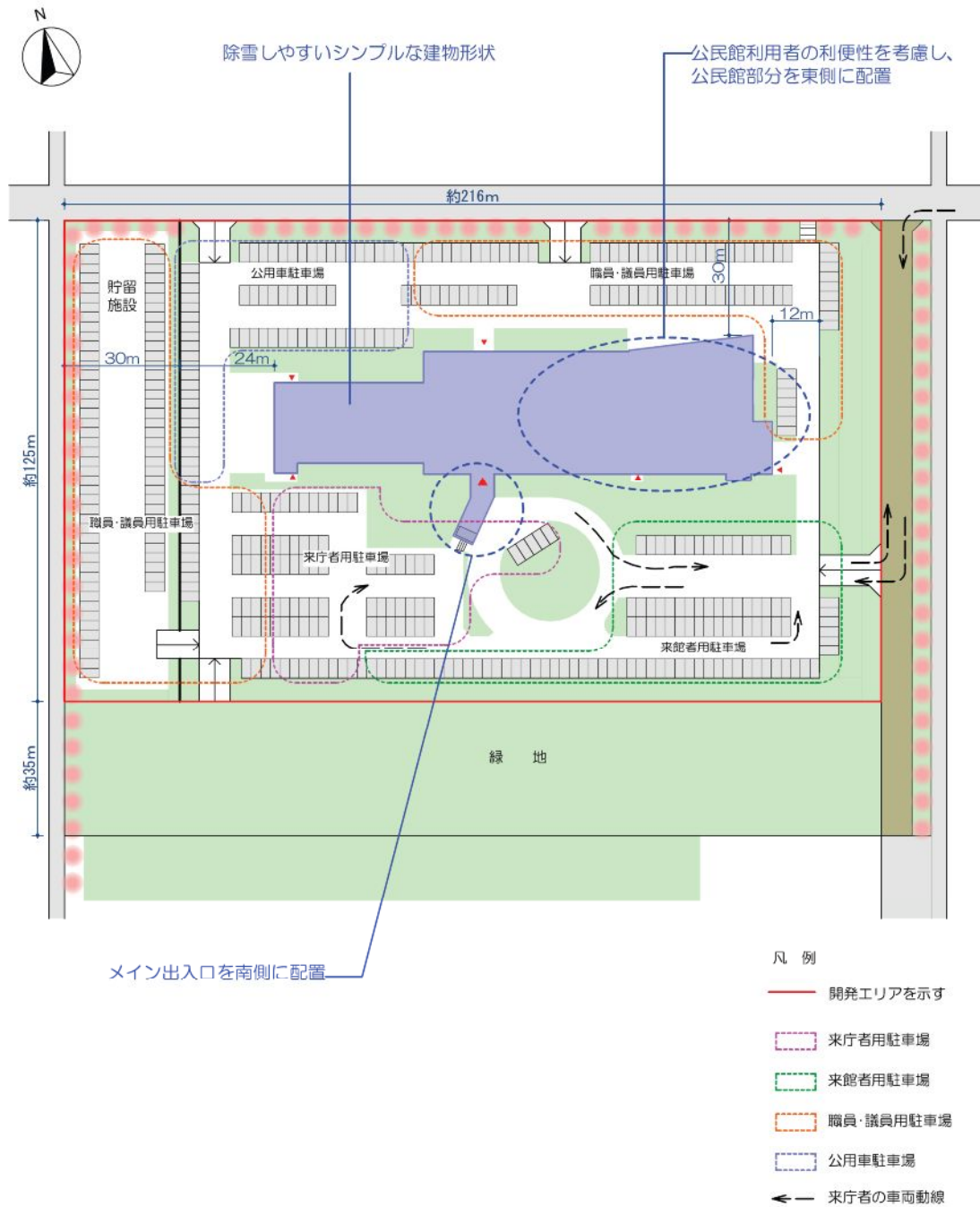
【平土間】（イメージ）



## 4 施設計画

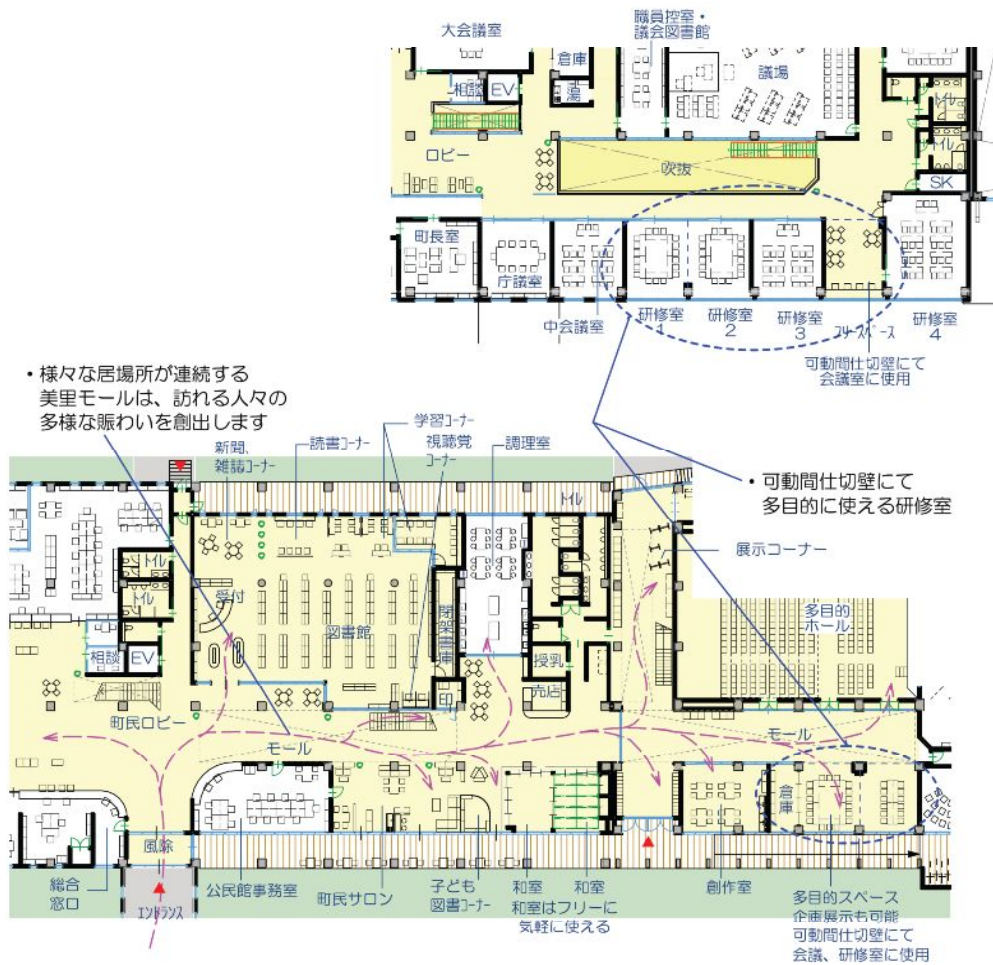
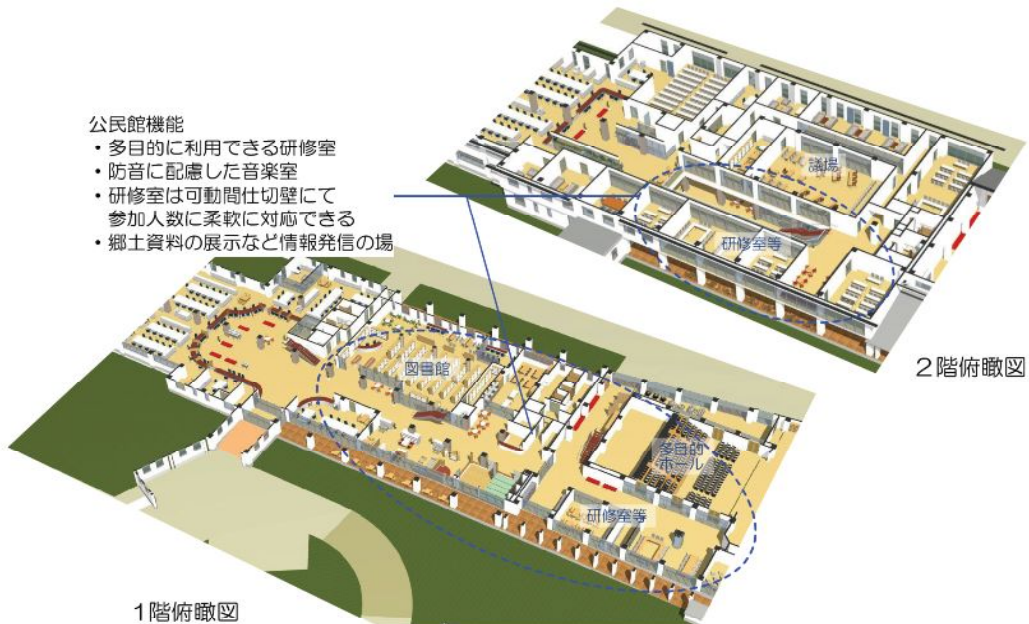
基本理念及び機能別整備方針等を踏まえ、新施設を以下のとおり計画する。

### 4.1 配置計画

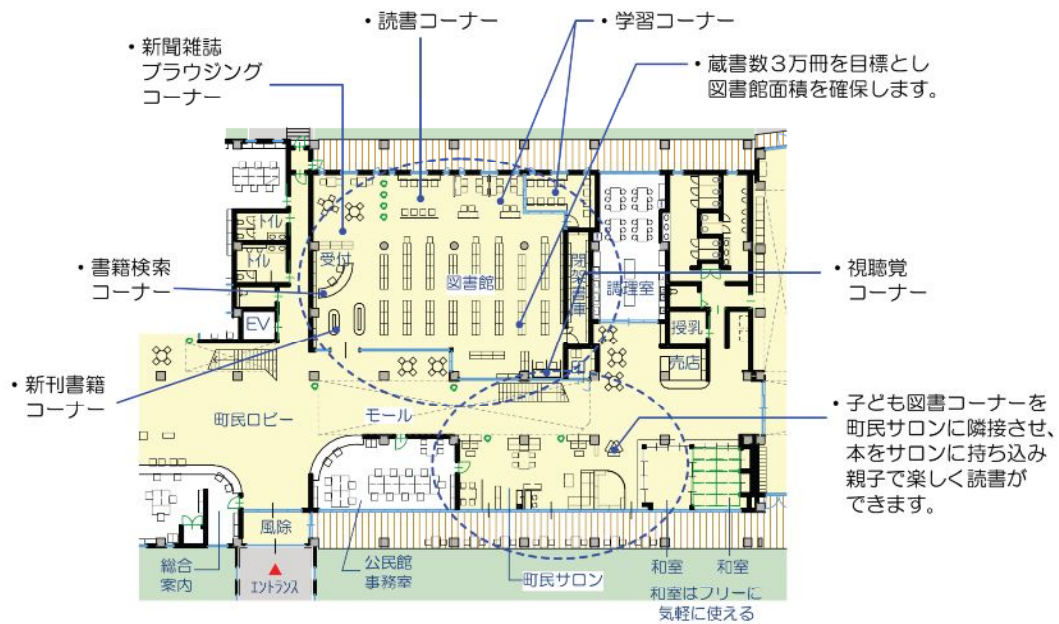




## 4.2.2 公民館機能



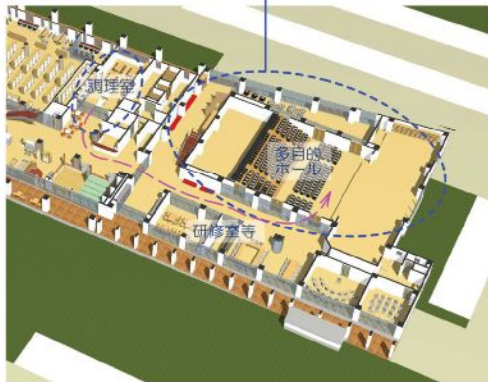
### 4.2.3 図書館機能



## 4.2.4 ホール機能

### 防災機能

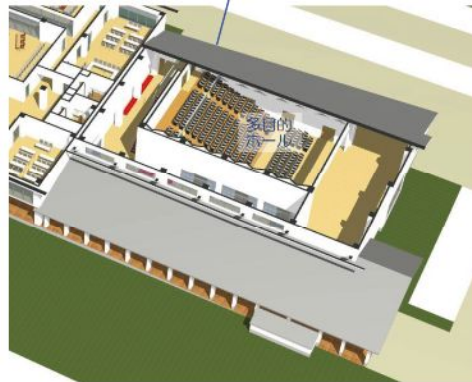
- 多目的ホールや研修室は、一時避難場所
- 調理室は、災害時の炊き出しに使用できる



1階俯瞰図

### ホール機能

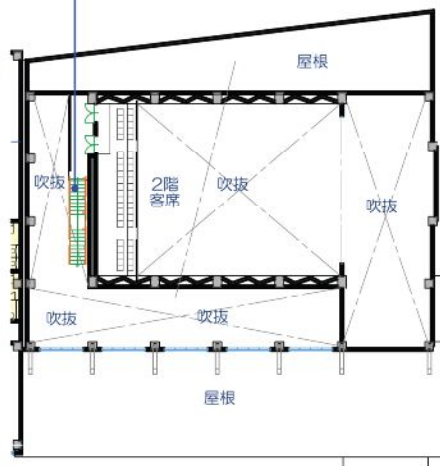
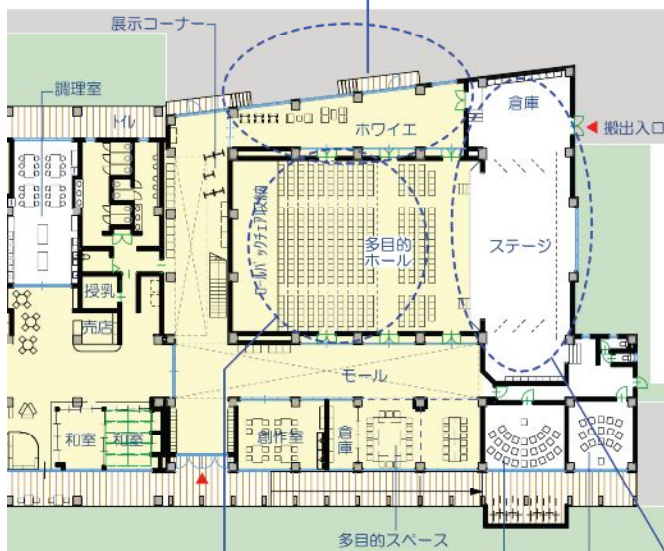
- 客席は約350席確保する
- ロールバックチェアとし、収納時は平土間として使用できる
- 興業目的でなく、町民の発表の場
- 専門家でなくても容易に使える音響や照明



2階俯瞰図

- ホールと一体的に利用できるホワイエ

- 他者の視線を遮ることなく演目途中で退出できる専用階段



- 客席は350席程度  
(ロールバックチェア：242席  
2階固定席：44席  
移動椅子：66席)

- 奥行のある広いステージで、大きな窓から採光もできる  
(高さは見やすい70cm程度)  
(裏通路は幕で対応する)  
(緞帳とせず、引幕とする)
- ステージで練習等ができる

### 4.3 室・面積構成表

項目	階	室名	計画面積 (㎡)	備考	
庁舎	事務室 (職員179人)	1・2	事務室	1,110	打合せコーナー含む
			計	1,110	
	特別職室	2	町長室	44	
		2	秘書スペース	4	
		1・2	副町長・教育長スペース	36	
			計	84	
	議会 (議員18人)	2	議場(傍聴席含む)	165	議員18名、傍聴席約39席
		2	議長、副議長室・議会事務局	78	議長、副議長室39㎡ 議会事務局39㎡
		2	議員控室	92	30㎡+31㎡+31㎡
		2	常任委員会室	94	47㎡+47㎡
		2	議会図書室・職員控室	42	
			計	471	
	会議室	2	大会議室	130	約100人収容
		2	中会議室	40	約25人収容
		2	庁議室	40	約25人収容
			計	210	
	福利厚生室	1	男子更衣・休憩室	56	男子更衣室33㎡+男子休憩室23㎡
		1	女子更衣・休憩室	54	女子更衣室32㎡+女子休憩室22㎡
			計	110	
	その他	1・2	玄関、階段、廊下、書庫	1,222	
		計	1,222		
設備	1	機械室	30		
	2	サーバー室	35		
	1	宿直室・警備室	18		
		計	83		
庁舎合計			3,290		

項目	階	室名	計画面積 (㎡)	備考		
複合 文化 施設	会議・研修室	2	研修室1	35	約20人収容	
		2	研修室2	35	約20人収容	
		2	研修室3	40	約25人収容	
		2	研修室4	62	約40人収容	
		1	多目的スペースA	29	約15人収容	
		1	多目的スペースB	29	約15人収容	
			計	230		
	フリースペース (会議・研修 室)	2	フリースペース	33	打合せや学習などに使用	
1		和室	41	18㎡+23㎡		
		計	74			
創作室	1	調理室	66			
	1	創作室	41			
		計	107			
多目的ホール	1・2	ホール・ステージ ホワイエ	510	平土間230㎡、2階固定席50㎡、 ステージ160㎡、ホワイエ70㎡		
	1	展示ギャラリー	90			
	1	機材倉庫	20			
	1	防音室(音楽室1、2)	69	38㎡+31㎡		
		計	689			
図書館	1	図書館	330	約3万冊(H=1800本棚)		
	1	子ども図書コーナー	15			
		計	345			
公民館事務室	1	公民館事務室	63			
		計	63			
その他	1・2	玄関、階段、廊下、倉庫	1,382			
		計	1,382			
複合文化施設合計			2,890			
合計面積			6,180	本体(RC造):5760㎡ 半屋外:420㎡		



## 4.4 概算事業費

本体工事費のほかに、外構工事費、設計・監理費等を見込み、概算事業費約 38 億円とする。

項目	事業費（億円）	事業内容
本体工事費	33.1	建築、電気、給排水、空調、再生エネルギー、防災システム移転等
外構工事費	2.1	造成、貯留施設、水路、舗装、緑化等
設計・監理費	1.5	実施設計、工事監理
その他	1.3	車庫、備品等
合計	<b>38.0</b>	

## 4.5 財源の概要









財源としては、合併市町村がまちづくりを推進するために活用できる「合併特例債」を主な財源とし、併せて公共施設等整備再生基金(23.3 億円(平成 27 年 12 月末現在))の一部を活用する。合併特例債は、返済する元利償還金のうち 70%が普通交付税の基準財政需要額に算入されるため、一般財源の負担軽減を図ることが可能である。なお、再生可能エネルギーや公共建築物の木材利用による各種補助制度の活用も含め検討していく。

項目	金額（億円）	備考
合併特例債	35.2	元利償還金の 70%が普通交付税の基準財政需要額に算入・充当率 95%
公共施設等整備再生基金	2.2	
補助金等	0.6	再生可能エネルギー等
合計	<b>38.0</b>	

## 4.6 事業スケジュール

事業スケジュールとしては、この基本計画・設計の考え方を実施設計に反映させ、平成 28 年度から工事着手、平成 30 年度の開設を目標とする。

なお、スケジュールは現段階のものであり、進捗状況や設計内容等により変更されることもある。

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
庁内検討							
整備方針							
基本構想							
設計者選定							
基本計画							
基本設計							
実施設計							
工事等							
新施設開設							